引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

FIT 海外旅行保険をご契約いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

この説明書では、FIT 海外旅行保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項
注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは普通保険約款・特約または当社ホームページをご確認ください。

普通保険約款・特約　https://www.hs-sonpo.co.jp/conditions/#fityakkan

FIT 海外旅行保険　https://www.hs-sonpo.co.jp/store/

※FIT 海外旅行保険は、海外旅行保険のペットネームです。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

か	海外旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券に記載の方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
ふ	普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	この保険により補償される事由が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
	保険金額	この保険により補償される事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
	保険契約者	保険契約のお申込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
	保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
め	免責金額（自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

目　　次

Ⅰ．契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み
2. 基本となる補償
3. オプションの補償
4. 補償重複
5. 保険金額の設定
6. 保険期間等
7. 保険料決定の仕組み等
8. 満期返戻金等

Ⅱ．契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務
2. クーリングオフ
3. 死亡保険金受取人の指定

Ⅲ．契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等
2. 保険期間の延長手続き
3. 解約と解約返戻金
4. 被保険者からの解約

Ⅳ．その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限
2. 保険会社破綻時の取扱い
3. 個人情報の取扱い
4. 重大事由による解除
5. 事故が起こった場合
6. マイページについて

＜別表＞補償概要

窓口一覧

エイチ・エス損害保険株式会社	指定紛争解決機関　注意喚起情報
保険金のご請求・ご契約のご相談・当社へのご意見 各種お問合せ先はこちらからご確認ください。 https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/	当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 **一般社団法人日本損害保険協会　そんぽ ADR センター** **電話番号　０３-４３３２-５２４１**（全国共通） 受付時間：月から金曜日午前９時 15 分～午後５時まで （祝日・休日および 12/30～１/４を除きます。） 詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （https://www.sonpo.or.jp/）

※海外で事故にあわれた場合など、緊急の際のご連絡方法は当社ホームページ（https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/）をご覧ください。

Ⅰ．契約締結前におけるご確認事項

１．商品の仕組み　契約概要

FIT 海外旅行保険とは、海外旅行中に偶然な事故により被保険者がケガをした場合や病気になった場合などに保険金をお支払いするものです。

お客さまのご加入プランにより、ご説明がわかれますので、商品アイコンをご参照のうえ、内容をご確認ください。

※電子メールを利用されないご契約方法の場合は、保険期間 31 日以下・個人プランのみに限定されます。

保険期間	商品アイコン	プラン名
31 日以下	個　人	個人プラン
	ファミリー	ファミリープラン
	グループ	グループプラン
	カスタム	カスタムプラン
	団　体	団体プラン
32 日以上	個人長期	個人プラン
	留　学	留学プラン

※保険契約者が法人の場合は、お申込みいただけるプランは個人プラン、カスタムプランおよび留学プランに限ります。

※永住権を得て海外に居住している方や帰国予定のない方は、この保険にご加入いただくことはできませんのでご注意ください。

（１）保険期間が 31 日以下の場合　個　人・ファミリー・グループ・カスタム・団　体

基本となる補償（特約）			オプションの補償（特約）
基本となる補償は次のとおりです。ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでお申込画面でご確認ください。また補償を組み合わせてご契約いただくカスタムプランもありますので、お申込画面でご確認ください。			以下のオプションがあります。 ご案内書面をご用意していますので取扱代理店までお申し出ください。
傷害死亡 保険金支払特約	**傷害後遺障害** 保険金支払特約	**疾病死亡** 保険金支払特約	**旅行変更費用**補償特約 （出国中止費用補償対象外特約セット）
治療・救援費用 補償特約	疾病に関する**応急治療・救援費用**補償特約	**賠償責任** 危険補償特約	個人・ファミリー・グループ・カスタムにセット可 **留守宅家財盗難**補償特約
携行品損害 補償特約	**通貨盗難** 補償特約	**旅行事故緊急費用** （旅行中の事故による緊急費用補償特約）	個人・ファミリー・グループ・カスタムにセット可 **クルーズ旅行取消費用**補償特約

この他、以下の特約が自動セットされます。（条件によっては自動セットされない場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。）
「ホームヘルパー雇入費用等補償特約」「妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約」
「戦争危険等免責に関する一部修正特約」「救援者費用等追加補償特約」、「指定感染症追加補償特約」

⚠ 「＜別表＞補償概要（☆２）」に掲げる「危険な運動等」を行っている間の事故は保険金をお支払いできません。ただし、個人・カスタムの場合は、当社所定の催行会社で行うスカイダイビング・航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦に限り「運動危険等補償特約」をセットすることでお支払いの対象となります。

（２）保険期間が 32 日以上の場合 個人長期・留　　学

基本となる補償（特約）	オプションの補償（特約）
基本となる補償は次のとおりです。ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでお申込画面でご確認ください。 **傷害死亡** 保険金支払特約 **傷害後遺障害** 保険金支払特約 **疾病死亡** 保険金支払特約 **治療・救援費用** 補償特約 **航空機遅延費用等** 補償特約 **航空機寄託手荷物遅延等費用** 補償特約 個人長期の場合：**携行品損害** 補償特約／**賠償責任** 危険補償特約 留学の場合：**生活用動産** 生活用動産損害 補償特約／**賠償責任（支払事由拡大型）** 賠償責任危険補償特約 （支払事由拡大型） 「歯科治療費用補償特約」…留学で保険期間６か月以上の場合に、この補償をセットした契約タイプを選択することができます。	以下のオプションがあります。ご案内書面をご用意していますので取扱代理店までお申し出ください。 保険期間３か月未満の場合にセット可 **旅行変更費用**補償特約 （出国中止費用補償対象外特約セット） 保険期間３か月以上の場合にセット可 **緊急一時帰国費用**補償特約 保険期間３か月以上の留学にセット可 **留学継続費用**補償特約 個人長期にセット可 **クルーズ旅行取消費用** 補償特約

この他、以下の特約が自動セットされます。（条件によっては自動セットされない場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。）
「ホームヘルパー雇入費用等補償特約」「戦争危険等免責に関する一部修正特約」
「救援者費用等追加補償特約」「一時帰国中補償特約」、「指定感染症追加補償特約」

⚠ 「＜別表＞補償概要（☆２）」に掲げる「危険な運動等」を行っている間の事故は保険金をお支払いできません。ただし、個人長期の場合は、当社所定の催行会社で行うスカイダイビング・航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦に限り「運動危険等補償特約」をセットすることでお支払いの対象となります。

２．基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、別表をご確認ください。さらに詳しい内容は普通保険約款・特約でご確認ください。

＜別表＞補償概要

３．オプションの補償 契約概要

オプションの補償として以下の特約をご用意しています。ご案内書面をご用意していますので取扱代理店までお申し出ください。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

旅行変更費用補償特約（出国中止費用補償対象外特約セット）

保険期間３か月未満の場合にセット可

被保険者、配偶者または親族の死亡、危篤もしくは入院またはご自宅の火災等により、旅行を中途で取りやめ帰国した場合に取消料、違約料、帰国費用等の費用に対して保険金をお支払いします。

留守宅家財盗難補償特約

保険期間31日以下の個　　人・ファミリー・グループ・カスタムにセット可

海外旅行中にご自宅の家財が盗難にあった場合に保険金をお支払いします。ただし、家財のうち、貴金属、宝石、骨とう品等の美術品、稿本、設計書、図案などは、原則としてお引受けできません。

緊急一時帰国費用補償特約

保険期間３か月以上の個人長期・留　　学にセット可

配偶者または親族の死亡・危篤等により、緊急に一時帰国（♣）した場合に保険金をお支払いします。

（♣）配偶者または親族が死亡・危篤等になった日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、一時帰国した日からその日を含めて 30 日以内に再び海外の滞在地に戻った場合に保険金をお支払いします。

留学継続費用補償特約

保険期間３か月以上の留　　学にセット可

留学生の扶養者（契約時に定められた方とします。）が傷害により死亡した場合または重度後遺障害が生じた場合に、予定留学終了時までの期間に対し留学継続費用保険金額を乗じた額を保険金としてお支払いします。

クルーズ旅行取消費用補償特約

個　　人・個人長期・ファミリー・グループ・カスタムにセット可

被保険者、配偶者または親族等の死亡、危篤もしくは入院またはご自宅の火災等により、予定していたクルーズ旅行を中止した場合に旅行業者等に支払う取消料、違約料、査証料等の費用に対して保険金をお支払いします。

４．補償重複　注意喚起情報

補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、ご契約内容によりいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。また、お持ちのクレジットカードに海外旅行保険が付帯されている場合には、この保険と補償が重複することがありますのでご確認ください。（クレジットカード付帯の海外旅行保険は、保険金額が少額な場合がある等、補償内容が十分ではないことがありますので、ご注意ください。）

５．保険金額の設定　契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

① 実際にご契約いただくお客さまの保険金額については、お申込画面にてご確認ください。

② 各保険金額には、引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、他の保険契約等と合算で、それぞれ1,000万円（留学プランの場合のみ3,000万円）が限度となります。

- 被保険者が保険期間の初日において満15歳未満の場合
- 保険契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となることについて被保険者の同意（被保険者の署名または当社所定の方法による同意の記録）がないとき。

6．保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

保険期間	旅行期間（海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまで）にあわせて設定してください。
補償の開始	保険期間の初日の午前０時以降で、海外旅行の目的をもってご自宅を出発した時に開始します。 ※契約手続完了前の事故は補償されません。
補償の終了	保険期間の末日の午後 12 時。ただし、保険期間の途中であっても、ご自宅に帰着した時点で補償は終了します。

※クルーズ旅行取消費用補償特約等、特約によっては補償の開始または終了が上記と異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

7．保険料決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料決定の仕組み　契約概要

保険料は、被保険者の年齢、保険金額、保険期間、特約等によって決定します。実際にご契約いただくお客さまの保険料については、お申込画面にてご確認ください。

（２）保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

保険料は、一時払となります。
ご契約の際は、以下のいずれかの方法でのお支払いとなります。

- クレジットカード一括払
- PayPay（PayPay（残高）のみ利用可能。アプリがインストールされたスマートフォン限定）
- d 払い（スマートフォン限定）
- 口座振込（ご希望の方は取扱代理店までお申し出ください。）

※保険契約者が法人の場合、PayPay および d 払いはご利用いただけません。

⚠ **当社が保険料を領収する前に生じた保険事故に対しては保険金をお支払いできません。**

（３）保険料の払込猶予期間等の取扱い　注意喚起情報

この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

8．満期返戻金・契約者配当金　契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

Ⅱ．契約締結時におけるご注意事項

１．告知義務（契約締結時における注意事項）　注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約締結時に次の告知事項について事実を正確に告知いただく義務があります。お申込画面に、★印がついている箇所が告知事項となりますので、内容をご確認のうえ正しくご入力ください。

⚠ お申込画面の入力内容や回答内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の年齢 ②旅行先 ③現在の健康状態（保険期間 32 日以上の場合）	④過去の保険金請求に関する情報 ⑤他の保険契約等に関する情報 ⑥旅行中に従事する職業・職務

２．クーリングオフ（お申込みの撤回または解除）　注意喚起情報

保険期間が１年を超えるご契約で所定の要件を満たす場合には、クーリングオフ（お申込みの撤回または解除）を行うことができますが、当社の FIT 海外旅行保険は、保険期間が１年以内の契約に限定していますので、クーリングオフの対象とはなりません。

３．死亡保険金受取人の指定　注意喚起情報

死亡保険金は、原則、被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方または法人を死亡保険金受取人として指定する場合は、被保険者の同意が必要です。
保険契約者が個人の場合は、「死亡保険金受取人指定に関する同意書」に被保険者が署名のうえ、お客さまのマイページ（後記「Ⅳ-６．マイページについて」をご確認ください。）にアップロードしていただきます。
保険契約者が法人の場合は、当社所定の申込画面において、被保険者ご本人に、保険契約者、被保険者、保険期間、補償内容、死亡保険金額および死亡保険金受取人を確認していただいたうえで、その内容について同意を得ます。法人が死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、被保険者ご本人からご家族等へ、保険への加入、死亡保険金受取人および死亡保険金額についてお伝えください。

⚠
- グループプラン（ファミリープラン含みます。）、団体プラン、電子メールを利用されないご契約方法の場合は、死亡保険金受取人を指定することができません。
- 保険契約者と被保険者が異なるご契約で、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、被保険者の同意がないと保険契約が無効となります。
- 死亡保険金を法人にお支払いする場合、当社は、保険金請求時には死亡保険金の使用目的を、保険金支払後には実際の使用状況を確認するため、当社が必要と認める資料の提出を求めることがあります。

Ⅲ．契約締結後におけるご注意事項

１．通知義務等　注意喚起情報

（１）職業・職務を変更した場合

ご契約締結後に保険契約のお申込みを行った際に告知した、海外旅行中に従事する職業・職務を変更した場合（職業に就いていない方が新たに職業に就いた場合または職業に就いていた方がその職業を辞めた場合を含みます。）は、保険契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知いた

だく義務（通知義務）があります。ご通知いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、職業・職務に変更が生じた時以降の期間に対して計算した保険料を請求または返還します。

⚠
- **遅滞なくご通知いただけない場合において、変更後に適用される保険料が変更前のものよりも高いときは、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。また、変更に伴い追加保険料が必要となる場合で追加保険料を払込みいただけないときには、ご契約を解除することや、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。**
- **ご契約期間中に下記「お引受けできない職業・職務（引受範囲外）」の職業・職務に就いた場合は、契約を解除することがあります。この場合は保険金をお支払いできません。**

お引受けできない職業・職務（引受範囲外）

スタントマン、オートバイ・自動車・自転車・モーターボート競争選手、プロスポーツ選手、ローラーゲーム選手、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、使用事業航空機に職務として搭乗する者、自家用機・使用事業航空機に搭乗する航空カメラマン、港湾・船内・沿岸運搬作業者、農林・漁業作業者、採鉱・採石・建設作業者、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業者、火薬・爆薬類等の火気を取り扱う者、強酸・劇毒物を取り扱う者、鉱山・炭坑技術者、航空機操縦実習を行う教員、殺陣師、軽業師、曲芸師、空手術師範、乗馬教師、調教師助手、馬手、厩（きゅう）務員、送電線架線工・敷設工、マッチ製造工、自衛官・警察官・海上保安官・消防員・麻薬取締官、バーテンダー、接客社交従事者、風俗営業関連従事者、登山ガイド、産業洗浄工、産業廃棄物処理作業者、清掃員のうち屋外高所・煙突・ガラス・壁面の清掃を行う者、その他これらに類する危険な職業・職務

（2）その他

上記の通知事項のほか、保険契約者の住所などを変更する場合も、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、必ずマイページ（後記「Ⅳ-6．マイページについて」をご確認ください。）で変更ください。（電子メールを利用されないご契約方法の場合は、ご契約の取扱代理店までご連絡ください。）

2．保険期間の延長手続き　注意喚起情報

①海外からの帰国が遅れたり、滞在期間を延長したりする場合など、保険期間の延長をご希望の際には、保険期間が終了する前にご契約延長の手続きと追加保険料の払込みが必要となります。
日本語でインターネットをご利用いただける環境であればマイページ（後記「Ⅳ-6．マイページについて」をご確認ください。）へアクセスいただき手続きを行うことができます。（通信料はお客さまのご負担となります。海外からのアクセスは高額となる場合もありますのでご注意ください。）
マイページで手続きできない場合や電子メールを利用されないご契約方法の場合は、日本にいる代理の方（ご家族、知人等）からご契約の取扱代理店までご連絡いただき、手続きを依頼してください。

⚠ **「保険期間延長の追加保険料支払に関する特約」に定める場合を除き、保険期間終了前に延長のための保険料が支払われない場合は、保険期間終了後の事故について保険金をお支払いできません。**

②保険期間の末日までにご自宅へ帰着予定だったにもかかわらず、航空機の遅延や被保険者の病気・ケガによる治療等、約款に定められた事由により帰着が遅延する場合には、保険責任の終期が一定期間自動的に延長されます。なお、この期間を超えて保険期間の延長をご希望の場合はこの期間内に上記①の手続きを行ってください。

③「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」「通貨盗難補償特約」「旅行中の事故による緊急費用補償特約」「留守宅家財盗難補償特約」をセットしている場合で、31 日を超える延長となるときは、取扱代理店または当社までご連絡ください。「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」「通貨盗難補償特約」「旅行中の事故による緊急費用補償特約」「留守宅家財盗難補償特約」を削除してお引受けします。

３．解約と解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、マイページ（後記「Ⅳ-６．マイページについて」をご確認ください。電子メールを利用されないご契約方法の場合を除きます。）へアクセスいただき手続きを行っていただくか、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。ご契約内容、解約時の条件に基づき、未経過期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。（日割により計算した保険料を返戻するものではありません。例：ご自宅出発後、当日にご契約を解約された場合は、保険期間１日の場合の保険料を差し引いた金額をお支払いします。）

> ⚠ **解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。（解約返戻金がない場合もあります。）なお、既にお支払いいただいた保険料と返戻する保険料の差額が最低保険料の 1,000 円に満たない場合、既にお支払いいただいた保険料から 1,000 円を差し引いた金額をお支払いします。**

４．被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者からのお申し出によりご契約を解約できる場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また本内容については、保険契約者から被保険者全員にご説明ください。

Ⅳ．その他ご留意いただきたいこと

１．取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。

２．保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

３．個人情報の取扱い 注意喚起情報

当社は、お客さまの個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

- 個人情報の利用

（１）当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
（２）当社は、取得した個人情報をホームページ等により公表された目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に連絡するか、ホームページ等により公表します。
（３）利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第 18 条第３項各号に掲げるときを除き、ご本人の同意を得るものとします。
（４）当社は、センシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。

● 個人情報の提供
当社は、当社の業務遂行上必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含みます。）に個人データを提供することがあります。

● 契約等の情報交換について
保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について
当社の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

● 法令等の対応について
個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

4．重大事由による解除

次の事由がある場合は、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。
①保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとした場合
②詐欺を行い、または行おうとした場合
③以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）
・暴力団準構成員
・暴力団関係企業その他の反社会的勢力
④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
⑤上記のほか、①から④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5．事故が起こった場合

（1）まずは事故（損害）の連絡をしてください。

この保険の対象となる事故（損害）が発生した場合には、まずは当社ホームページ「保険金請求（https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/）」記載の保険金請求の流れをご確認いただいたうえで、病気・ケガの状況や事故（損害）の内容等について、30 日以内にご連絡ください。

⚠ **正当な理由がなくご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。**

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）するときには、必ず事前にご連絡ください。

⚠ **当社の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。**

また、当社では、海外旅行保険にご契約いただいたお客さまに「サポートサービス（24 時間 365 日体制で日本語で対応）」をご提供します。海外旅行中に万一事故（損害）にあわれた場合など、海外でサポートが必要な場合は、当社ホームページ「サポートサービス（https://www.hs-sonpo.co.jp/support/）」をご参照ください。

（2）保険金請求の手続きについて

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める書類のほか、当社ホームページ「保険金請求（https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/）」に記載の書類等をご提出いただきます。

（3）保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）からその日を含めて

30 日以内に保険金をお支払いします。

> ⚠ **特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります。（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）**

（４）時効について

保険金請求権については時効（３年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、傷害死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

（５）代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

６．マイページについて

マイページ（https://mypage.hs-sonpo.co.jp/）は当社の保険商品をご契約いただいたお客さまが、インターネットでご契約内容の照会や変更などを行えるサービスです。契約時に設定いただくメールアドレス（ID）とパスワードによりご利用いただけます。（電子メールを利用されないご契約方法の場合は、ご利用いただけません。）

＜別表＞補償概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金 全プラン共通	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ⇒傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。（死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。） （注）同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を差し引いた額をお支払いします。	【共通】 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○妊娠、出産、早産または流産およびこれらに基づく病気。ただし、保険期間が 31 日以内の契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満 22 週以後の発生は除きます。）により医師の治療を開始した場合の治療・救援費用はお支払いの対象となります。 ・・・など 【傷害死亡/傷害後遺障害/治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発生した
傷害後遺障害保険金 全プラン共通	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の４～100%をお支払いします。 （注）お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
疾病死亡保険金 全プラン共通	①海外旅行中に病気により死亡した場合 ②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後 72 時間以内に発病した病気（♣1）」により、海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合（♣2） ③海外旅行中に感染した特定の感染症（☆１）により、海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合 （♣1）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 （♣2）海外旅行終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	⇒疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。（死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。）	事故によるケガが原因で死亡した場合または治療した場合 ○酒気帯び運転、無資格運転中の事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） ○スカイダイビング、山岳登はんなどの危険な運動等（☆２）を行っている間に生じた事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） ・・・など 【傷害後遺障害/治療・救援費用/応急治療・救援費用】 ○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ・・・など 【疾病死亡/治療・救援費用/応急治療・救援費用】 ○歯科疾病 ○山岳登はん（♣）を行っている間に発病した高山病 （♣）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。 ・・・など 【治療・救援費用/応急治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発病した病気が原因で治療した場合（ただし、疾病に関する応急治療・救援費用補償特約付帯の場合は、責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある病気（責任期間前疾病）を責任期間中に発病した病気とみなし、お支払いの対象となります。） ○海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療 ・・・など
治療・救援費用保険金 全プラン共通	【傷害治療費用部分】 海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合 ⇒事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【疾病治療費用部分】 ①「海外旅行中に発病した病気」もしくは「海外旅行終了後 72 時間以内に発病した病気（♣）」により、海外旅行終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②海外旅行中に感染した特定の感染症（☆１）により、海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に医師の治療を開始した場合 （♣）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、疾病に関する応急治療・救援費用補償特約がセットされている場合は、責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある病気（責任期間前疾病）を責任期間中に発病した病気とみなし、お支払いの対象とします。 ⇒治療開始日からその日を含めて 180 日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【救援費用部分】 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気により、海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合（♣1） ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気（♣2）により３日以上続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機または船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合 （♣1）海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。 （♣2）海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。 ⇒実際に支出した救援費用（救援者の現地までの往復運賃（♣1）、救援者の宿泊施設の客室料（♣2）など）のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 （♣1）運賃が１台あたりの料金で定められている場合、救援者３名までが負担すべき費用に限ります。（救援者が３名を超えた場合は、１台あたりの料金を人数で均等割	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	し、３名分をお支払いします。） （♣2）客室料が１室あたりの料金で定められている場合、救援者３名までが負担すべき費用に限ります。（救援者が３名を超えた場合は、１室あたりの料金を人数で均等割し、３名分をお支払いします。） 【傷害/疾病治療費用部分・救援費用部分共通】 お支払いする保険金は、１回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額を限度とします。ただし、【救援費用部分】⑥の場合は、治療・救援費用保険金額に関わらず、１回の事故について 300 万円がお支払いの限度となります。	
応急治療・救援費用 個人 ファミリー グループ カスタム 団体	海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気を直接の原因として、海外旅行中にその症状の急激な悪化（♣）により、治療を開始した場合 （♣）海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ⇒「治療・救援費用補償特約」と同じ。ただし、海外旅行中に治療を開始した日（♣1）から被保険者がご自宅（♣2）等に帰着するまで、かつ、海外旅行中に必要となった費用 （♣1）合併症および続発症の場合は海外旅行中に初めて病気の治療を開始した日をいいます。 （♣2）被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。 （注）・海外旅行前に発病した１つの病気につき、治療・救援費用保険金額が 300 万円以上の場合は 300 万円、300 万円未満の場合は治療・救援費用保険金額と同額が限度 ・次の費用については、保険金支払いの対象外 ①海外旅行中も支払うことを予定していた透析、人工呼吸器、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他の器具などの継続的な使用に関わる費用 ②海外旅行中も支払うことを予定していたインスリン注射その他の薬剤の継続的な使用に関わる費用 ③温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用 ④あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ⑤運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 ⑥臓器移植等に関わる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等に関わる費用 ⑦眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ⑧毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用 ⑨不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用	【応急治療・救援費用】 ○海外旅行終了後に治療を開始した場合 ○旅行目的が海外旅行開始前に発病した病気の治療または症状の緩和を目的とするものである場合 ○海外旅行開始前に旅行先の病院または診療所で治療を受けることが決定していた場合（♣） （♣）診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。 ・・・など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 個人 ファミリー グループ カスタム 団体 個人長期	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物（保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品または生活用品を含みます。）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ⇒１回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。	【共通】 ○保険契約者または被保険者の故意 ○航空機、船舶、車両（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。）、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ○受託物（レンタル業者から借り入れた旅行用品等はお支払いの対象となります。）に対する賠償責任 …など 【賠償責任】 ○職業上の行為に関する賠償責任 ○同居の親族に対する賠償責任 …など 【賠償責任（支払事由拡大型）】 ○職業上の行為またはアルバイト業務に関する賠償責任 ○親族に対する賠償責任 …など
賠償責任保険金（支払事由拡大型） 留学	海外旅行中の日常生活に起因する事故、または留学のために供される宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する事故により、誤って他人にケガをさせたり、他人の物（保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品または生活用品を含みます。）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ⇒１回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。	
携行品損害保険金 個人 ファミリー グループ カスタム 団体 個人長期	海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ⇒携行品１個（１点、１組または１対）あたり 10 万円（乗車券・航空券等の場合は合計で５万円）を限度として再調達価額（同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 （注）・これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。 ・盗難にあった場合は、ただちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。	○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○サーフィン・ウィンドサーフィン等の運動を行うための用具、通貨（♣）、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ等の携行品損害 ○携行品の欠陥、自然の消耗 ○商品もしくは製品等または業務にのみ使用される物の損害 ○携行品の置き忘れ、紛失 ･･･など （♣）通貨の盗難については、通貨盗難補償特約をセットしている場合に、通貨盗難保険金でお支払いの対象になります。
生活用動産保険金 留学	海外現地の宿泊または居住施設内に保管中の被保険者所有の物、または海外旅行中に携行する被保険者所有の身の回り品が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ⇒家財・身の回り品１個（１点、１組または１対）あたり 20 万円（乗車券・航空券等の場合は合計５万円）を限度として時価額（その損害が生じた地および時における保険の対象の価額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 （注）これらお支払いする保険金の総額は、生活用動産損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	
通貨盗難保険金 個人	海外旅行中に被保険者が携行する通貨（♣1）が盗難にあった場合（♣2） （♣1）流通手段、支払手段として法律により強制力が付与さ	○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ファミリー グループ カスタム 団体	れた貨幣をいい、銀行券、硬貨、政府発行紙幣があります。小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制力が付与されていないもの（プリペイドカード、電子マネー、クレジットカード、仮想通貨等）は含まれません。 （♣2）被保険者が滞在するアパート、借家等の居住施設にある通貨の盗難は対象となりません。 ⇒１回の事故について、盗難によって生じた通貨の損害額から自己負担額 5,000 円を差し引いた額をお支払いします。 （注）・お支払いする保険金の総額は、通貨盗難保険金額（３万円）をもって保険期間中のお支払いの限度とします。 ・盗難にあった場合は、ただちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。	○保険契約者および被保険者の親族が自ら行った盗難または荷担した盗難 ○地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難 ○火災または破裂・爆発の際における盗難 ○戦争、革命などの事変の際における盗難（ただし、テロの際における盗難はお支払いの対象となります。） ○放射能汚染の際における盗難 ○置き忘れ、紛失 …など
旅行事故緊急費用保険金 個人 ファミリー グループ カスタム 団体	海外旅行中の予期せぬ偶然な事故（♣1）により、海外旅行中に次の①から⑦までの費用の負担を余儀なくされた場合 ①交通費（♣2）　②ホテル等の宿泊施設の客室料（♣3） ③食事代（♣4）　④国際電話料等通信費　⑤渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料等 ⑦身の回り品の購入費用（またはレンタル費用）（♣5）（♣6）（♣7） （♣1）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者によりその発生の証明がなされる事故に限ります。 （♣2）交通費が１台あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同乗したときは、１台あたりの料金を乗車した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。 （♣3）客室料が１室あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同室で宿泊したときは、１室あたりの料金を宿泊した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。 （♣4）食事代は、次のア．またはイ．に該当し、費用を負担した場合にお支払いします。 ア．搭乗予定の航空機（♣8）について、６時間以上の出発遅延、欠航または運休等により、出発予定時刻から６時間以内に代替となる他の航空機を利用できなかった場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から６時間以内に代替となる他の航空機を利用できなかった場合 イ．搭乗していた航空機の遅延等により乗継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から６時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できなかった場合 （♣5）身の回り品の購入費用は、乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後６時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後 96 時間以内に費用を負担したときにお支払いします。（ご自宅に帰着した後の費用はお支払いの対象になりません。） （♣6）購入する場合はその物の代金、貸与を受ける場合はその物の使用料をいい、他人への謝礼および礼金は含み	○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ○歯科疾病の発病または症状の悪化 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○運行時間が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 …など （注）費用負担の原因となった偶然な事故（欠航、運休、遅延など）が、補償開始前に発生していた場合は保険金のお支払いの対象となりません。（補償は保険始期日以降で海外旅行の目的をもってご自宅を出発した時に開始します。）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	ません。 （♣7）寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入またはレンタルした費用は除きます。 （♣8）最初に搭乗する予定だった航空機をいい、その航空機の代替となる他の航空機は含みません。 ⇒実際に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は除きます。）をお支払いします。 （注）下記の金額が保険期間中の支払限度額となります。 ③の食事代は、5千円 ①～⑥の各費用については、③の食事代を含めて合計で5万円 ⑦の費用については、①～⑥とは別に10万円	
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金 個人長期 留学	乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後６時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合 ⇒航空機到着後96時間以内に被保険者が負担した必要不可欠な衣類・生活必需品・身の回り品の購入費（またはレンタル費）をお支払いします。 （注）・寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。 ・購入する場合はその物の代金、貸与を受ける場合はその物の使用料をいい、他人への謝礼および礼金は含みません。 ・1回の寄託手荷物遅延について、10万円がお支払いの限度となります。	○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 …など
航空機遅延費用等保険金 個人長期 留学	海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ①搭乗予定の航空機（♣）について、６時間以上の出発遅延・欠航・運休等により、出発予定時刻から６時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から６時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 ②搭乗していた航空機の遅延等により乗継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から６時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合 （♣）最初に搭乗する予定だった航空機をいい、その航空機の代替となる他の航空機は含みません。 ⇒出発地（♣1）または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に支出したホテル等の宿泊施設の客室料（♣2）、食事代、交通費（♣3）等の費用をお支払いします。 （注）1回の出発遅延・欠航・運休等（または到着機の遅延等）について、3万円がお支払いの限度となります。また、お支払いの対象となる費用について、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。 （♣1）着陸地変更した場合の着陸地を含みます。 （♣2）客室料が１室あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同室で宿泊したときは、	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	１室あたりの料金を宿泊した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。 （♣3）交通費が１台あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同乗したときは、１台あたりの料金を乗車した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。	
歯科治療費用保険金（☆３） 留　学	被保険者が海外旅行中に発病した歯科疾病により、歯科医師の治療（予防治療および矯正治療を除きます。）を開始した場合 ⇒被保険者が、歯科医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に支出した次の①～④の費用のうち、社会通念上妥当な金額に縮小割合（50%）を乗じた額をお支払いします。 （注）・お支払いする金額は保険期間を通じ合計して、歯科治療費用保険金額が限度となります。 ①診察費、処置費、手術費 ②薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ③Ｘ線検査費、諸検査費、手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用 ・初年度契約には待機期間を設定し、保険期間の初日からその日を含めて設定した待機期間（90日）を経過するまでの間に発病した歯科疾病に対しては、保険金をお支払いしません。 ※待機期間は初年度契約のみとし、ご継続（更新）時には待機期間はありません。 ※ご継続（更新）手続きの際、新たに歯科治療費用補償特約がセットされた契約タイプにご加入いただくことはできません。また、追加で付帯することもできません。	○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○歯科治療を伴わない検査に要した費用 …など

（☆１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「四類感染症」または政令により「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。（エボラ出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、マラリア、黄熱、回帰熱、ウエストナイル熱、レプトスピラ症、ジカウイルス感染症、デング熱など）

（☆２）山岳登はん（♣1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（♣2）操縦（♣3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（♣4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

（♣1）　ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングを除きます。
（♣2）　グライダーおよび飛行船を除きます。
（♣3）　職務として操縦する場合を除きます。
（♣4）　モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

（☆３）応急治療・救援費用、歯科治療費用および妊娠初期の異常については、キャッシュレス診療サービスの対象外となります。

LCD26-081　UWTP-662-2607